

「中国人強制連行・新潟訴訟」控訴審の 正義と真実を貫く判決を求める

個人・団体署名運動にご協力を

中国人強制連行・強制労働事件とは

1942年（昭和17年）閣議決定により中国大陸から約4万人の中国人が強制連行され、アジア・太平洋戦争中、炭鉱・港湾など日本企業が運営する全国135の事業所で奴隷労働を強いられたことにつき、現在も生存している中国人の方たちが、日本国と加害企業に対し謝罪と損害賠償を請求している事件です（なお、強制労働の苛酷さは、強制連行・強制労働中に死亡した人が被連行者の17.5%、約7,000人に上っていることが示しています）。

新潟地裁は2004年3月26日に原告全面勝訴判決

新潟地方裁判所は、2004年3月26日新潟港に強制連行された中国人被害者・遺族12人の訴えを認め、被告国と企業に損害賠償を命ずる、原告全面勝訴の画期的な判決を言い渡しました。

これに対し国と企業は控訴しましたが、これは高齢化した中国人被害者をさらに苦しめるだけでなく、戦争犯罪、戦後補償に時効はないとして、謝罪と賠償は当然との世界の世論に反する行為です。

新潟地裁の全面勝訴判決を控訴審で確定を

これまで中国人強制労働事件では、2004年7月9日、広島高裁が広島地裁判決を取り消し、企業に全額賠償を命じる原告側逆転勝訴の判決を言い渡しています。

新潟訴訟控訴審でも、原告や被害者は当時の過酷な状況を怒りと悔しさに身を震わせながら訴え、謝罪と補償を求めました。

私たちは新潟地裁の全面勝訴判決を控訴審で確定させ、高齢化が進んでいる被害者を救済するとともに、戦後補償事件の全面解決を促進する歴史的な道を切り開かなければなりません。

皆さんの力をお貸してください

ぜひ1人でも多くの方が、この署名運動にご参加いただき、皆さんのお力で侵害された被害者の人権の回復をはかるとともに、日中両国民の平和と友好に資する公正な判決を引き出せるよう、ご協力を心からお願い申し上げます。

2006年6月

- ・ 新潟港に強制連行された中国人被爆者張文彬さんの戦後補償裁判を支援する会
- ・ 中国人戦争被害者の要求を支える会 新潟県支部

（連絡先）新潟県平和運動センター

〒950-0965 新潟市新光町6-2 勤労福祉会館内

TEL 025 281 8100 FAX 025 281 8101